

デジタル簡易無線(登録局)の 個別・包括申請の方法

デジ簡を使うメリットのひとつが、簡単な登録手続きだけですぐ利用できることです。登録方法には個別・包括の2種類がありますので、それぞれの手順をメリット・デメリットとあわせて詳しく解説します。長期使用の場合は5年に一度の再登録が必要です。再登録方法も解説します。

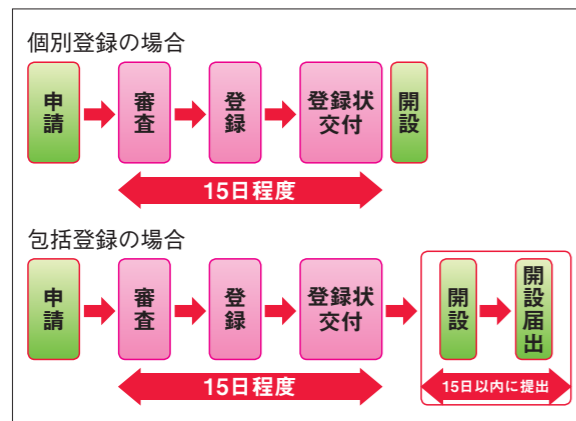
アクティブユーザーには包括登録が便利

デジ簡の登録方法には、個別登録と包括登録の2種類が用意されています。個別登録は個人利用、包括登録は企業などでの複数利用を想定した登録方法で、それぞれの登録申請手続きの流れは下の図1のようになっています。



写真1 登録申請に必要な識別符号などは、電池ボックス裏や背面パネルに添付されたシリアルナンバーシールに記載されている

図1 デジタル簡易無線登録手続きの流れ



※総務省総合通信基盤局のWebサイトをもとに作成

図1を一見すると包括登録の方が手間がかかりそうですが、手数料も個別登録が2,300円、包括登録が2,900円と個別登録の方が安いです(表1のように電子申請割引もある)。しかし、個別登録は申請後に発行される登録状と無線機(局)が紐付けされているため、無線機を入れ替えるたびに登録を最初からやり直す必要があります。登録のたびに手数料がかかるだけでなく、申請書の提出から登録状が届くまでの約2週間は新しい無線機を使えません。一方、包括登録で発行される登録状は「台紙」にすぎず、有効期間中は無線機の追加や入れ替えが自由に行えます。

表1 デジタル簡易無線に必要な各種手数料

	個別登録	包括登録
登録手数料	2,300円(1,700円)*	2,900円(2,150円)*
電波利用料(1台あたり)	400円/年	400円/年
再登録手数料	1,450円(1,050円)*	1,850円(1,400円)*
各種届出手続	無料	無料

※()内は、電子申請の場合

表2 各総合通信局・通信事務所と管轄都道府県

総合通信局名	管轄都道府県
北海道総合通信局	北海道
東北総合通信局	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
関東総合通信局	栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
信越総合通信局	新潟、長野
東海総合通信局	静岡、愛知、岐阜、三重
北陸総合通信局	富山、石川、福井
近畿総合通信局	滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫
中国総合通信局	岡山、鳥取、広島、島根、山口
四国総合通信局	香川、愛媛、徳島、高知
九州総合通信局	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島
沖縄総合通信事務所	沖縄

図2 個別登録の場合の登録申請書記載例(その1)

無線局登録申請書
令和五年 8月 1日

関東 総合通信局長 殿

収入印紙を2,300円分貼付

電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

申請者の住所・氏名を記載

1 申請者

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (101 - 0041) 東京都千代田区神田須田町2-6-5
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
法人番号	

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無
有 無 電波法違反履歴の有無を確認。無い場合は「無」にチェック

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	デジタル簡易無線局
② 無線設備の設置場所	全国の陸上および海上
③ 周波数及び空中線電力	351.2MHz~351.38125MHzまでの6.25kHzの30波 5W
④ 登録の番号	デジタル簡易無線局の割当周波数を記載
⑤ 登録の年月日	
⑥ 希望する登録の有効期間	「全国の陸上および海上」と記載
⑦ 備考	

4 電波利用料

① 電波利用料の前納 前納申出「有」の場合、「無線局の登録の有効期間まで前納します」にチェック

電波利用料の前納の有無 有 無
電波利用料の前納に係る期間 無線局の登録の有効期間まで前納します。
その他 (年)

② 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)
1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先 申請内容に関する問い合わせ先を記入

所属、氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
電話番号	03-0000-0000
メールアドレス	

※登録書類作成で不明な点がある場合は、販売店にご相談ください。

図2 個別登録の場合の登録申請書記載例(その2)

1 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人		該当する項目に チェック
2 住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (-) 電話番号 () -		
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ		申請書を送付する日の2週間以降で 使用開始日を記載
4 運用開始の予定期日	令和五年8月15日		
5 希望する登録の有効期間			「簡易な業務」と記載
6 開設の目的	簡易な業務		
7 無線設備の常置場所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101 - 0041) 東京都千代田区神田須田町2-6-5		無線機のシリアルナンバーシールに記載されている 識別符号・適合表示無線設備の番号・製造番号をそれぞれ記載。 それぞれの位置は88ページの写真1を参照
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	200183553	
	適合表示無線設備の番号	001TVAB1017	
	製造番号	01002094	
	空中線の利得 指向方向		
9 備考			

無線機を設置する住所を記載してください。

無線機の使用開始から15日以内に届出が必要なものの手数料は無料で、新たに購入した無線機は即利用可能です。アクティブユーザーであればあるほど、無線機の追加や故障等での買い換えも十分想定されるので、本誌では登録申請の際は包括登録を選ぶことをお勧めします。

登録申請に必要な各種書類は、総務省の各地方総合通信局のWebサイトで書式のWordファイルが公開されているので、これをダウンロードして

利用します。書式は全国共通ですが、郵送先を確認する意味でも自宅を管轄する地方総合通信局を利用するとよいでしょう(表2を参照)。

2~6ページでは、各申請書と添付書類の記載例を紹介しました。悩むと思われるのが識別符号・適合表示無線設備の番号・製造番号の3項目ですが、これらは写真1のように、無線機の電池ボックス裏や背面パネルの銘板にまとめて記載されています。その他項目については自宅住所・連

年に一度ある電波利用料の納付も忘れずに

デジ簡の登録と開設が終わりしばらくすると、登録を行った総合通信局から電波利用料の納付書が送られてきます。電波利用料はWi-Fi通信や特定小電力無線機など一部を除き、無線機の種類と台数に応じた料金を毎年1回支払う制度です。普段電波利用料など気にしない携帯電話でも、電話会社がまとめて電波利用料を払

っています。電波利用料の支払いを忘れて滞納してしまうと、デジ簡の登録が取り消されてしまいますので、納付書が届いたら期限内に支払いましょう。なお、2019年10月の電波法改正により電波利用料が値下げとなり、包括登録・個別登録も1台当たり400円となりました。


図3 包括登録の場合の登録申請書記載例(その1)

無線局包括登録申請書

令和五年 8月 1日

関東 総合通信局長 殿

収入印紙を2,900円分貼付



電波法第27条の32第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101 - 0041) 東京都千代田区神田須田町2-6-5	申請者の住所・氏名を記載
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人	
法人番号		

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無
有 無

電波法違反履歴の有無を確認。無い場合は「無」にチェック

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	デジタル簡易無線局	「全国の陸上および海上」と記載
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	全国の陸上および海上	
③ 周波数及び空中線電力	351.2MHz~351.38125MHzまでの6.25kHzの30波 5W	デジタル簡易無線局の割当周波数を記載
④ 登録の番号		
⑤ 登録の年月日		
⑥ 希望する登録の有効期間		
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数		
⑧ 備考		

4 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)
1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
電話番号	03-0000-0000
メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入

図3 包括登録の場合の登録申請書記載例(その2)

1 法人団体個人の別	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人	該当する項目にチェック
2 住所	都道府県-市区町村コード []	
	〒 (-)	
	電話番号 () -	
3 氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
4 運用開始の予定期日	令和五年8月15日	申請書を送付する日の2週間以降で使用開始日を記載
5 希望する登録の有効期間		
6 開設の目的	簡易な業務	「簡易な業務」と記載
7 無線設備の常置場所	都道府県-市区町村コード []	
	〒 (-)	
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号	
	適合表示無線設備の番号	
	製造番号	
	空中線の利得	
9 備考	指向方向	
	開局見込み数 2台	

デジ簡を何台使用するかを記載する。包括のため2台以上を記載すること。あくまでも見込み数なので、実際の運用は、この局数より増えても問題はない

包括登録の場合は開設届の提出も忘れずに

本文でも触れたように、包括登録で申請した場合には、登録が完了し登録状が届いたあと、実際に使用する無線機についての開設届を送る必要があります。開設届についても、そのひな形となるWordファイルが各総合通信局のWebサイトに公開されているので、それを利用して必要事項を書き加えていきます。

上の画像は関東総合通信局の公開ファイルを元にした開設届の記載例で、登録状に記載された登録番号と、実際に使用する無線機の識別符号等が必要になります。開設届の提出期限は、登録時点からではなく無線機を実際に使い始めてから15日以内なので、登録状が届いてから

無線機をじっくり選ぶ、といったこともできます。無線機を大量に買ってWordファイルに書き切れない場合について総務省に確認したところ、別紙にリスト化して提出するのもOKとのこと。

また、無線機に買い替える場合は、新しい無線機の開局届とともに、古い無線機を廃止するための廃止届も提出します。今回は廃止届の記載例は紹介していませんが、書式が総合通信局のWebサイトに公開されています。廃止届を出し忘れると、その分の電波利用料が請求されてしまうので、手続きは速やかに行いましょう。これは、無線機を譲る場合も同様です。

図4 開設届出書の記載例

登録局の開設届出書

令和五年 8月 1日

提出する日又は投函する日を記入

関東 総合通信局長 殿

電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住所	都道府県-市区町村コード []	
	〒 (101 - 0041)	
	東京都千代田区神田須田町2-6-5	届出者の住所・氏名を記載
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ サンサイアマチ	
	三才天地人	
法人番号		

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項

① 登録の番号	関括K第〇〇〇〇号	登録状に記載の番号を記入	
② 登録局を開設した日、又は当該登録局に係る事項を変更した日	令和五年8月15日	無線機を使用し始めた日を記入して下さい。なお、届出は使用し始めた日から15日以内に提出	
③ 運用開始の期日			
④ 無線設備の設置場所又は常置場所	都道府県-市区町村コード []		
	令和五年8月15日		
⑤ 移動範囲			
⑥ 無線設備の工事設計の内容	識別符号	① 200000001 ② 2 00000002	⑦欄に記入した局数分の「識別番号(CSM)」
	適合表示無線設備の番号	①001-〇〇〇〇〇 ② 001TV□□□□	「適合表示無線設備の番号」「製造番号」を対応する番号が分かるように記入
	無線設備の製造番号	① 01000001 ②01000002	
	空中線の利得		
	指向方向		
⑦ 開設した無線局数	2局	使用し始めた局数(台数)を記入	
⑧ 備考			

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ サンサイアマチ	
	三才天地人	
電話番号		
電子メールアドレス	03-0000-0000	届出内容に関する問い合わせ先を記入

長期使用には5年に一度の再登録が必要

デジ簡の登録には有効期限があり、その期間は5年と定められています。そこで、長年使い続けるためには5年に一度再登録の手続きが必要になります。

再登録は登録期限切れの3ヶ月前から1ヶ月前の2ヶ月間受け付けていて、期間内に登録した総合通信局に再登録申請書を郵送します(電子申請も可能)。最初の登録時と同様に、申請料金とし

図5 個別登録の場合の再登録申請書記載例

無線局再登録申請書

令和五年 8月 1日

提出する日又は投函する日を記入

収入印紙を1,450円分貼付

関東 総合通信局長 殿

無線局免許手続規則第25条の14第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101 - 0041) 東京都千代田区神田須田町2-6-5
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
法人番号	

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無
有 無

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	
② 無線設備の設置場所	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	関登K第〇〇〇〇号
⑤ 登録の年月日	令和〇年〇月〇日
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 備考	

無線局登録状に記載された登録番号、登録日をそれぞれ記載

4 電波利用料

① 電波利用料の前納

電波利用料の前納の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input checked="" type="checkbox"/> 無線局の登録の有効期間まで前納します。 <input type="checkbox"/> その他 (年)

② 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
電話番号	03-0000-0000
メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入

納入告知書の送付先を「申請者住所以外」に希望する場合は送付先を記入

て収入印紙が必要ですが、個別登録・包括登録とも初回登録より再登録の方が申請料金は割安になっています。
期限切れの数ヶ月前に郵送で更新手続きの案内

が届く運転免許証と違い、デジ簡の登録にはそうした案内はありません。万が一、再登録を忘れて登録期限が切れてしまった場合は一から登録し直す必要があり、登録手続きが終わるまでは無線機

図6 個別登録の場合の再登録申請書記載例

無線局包括再登録申請書

令和五年 8月 1日

提出する日又は投函する日を記入

収入印紙を1,850円分貼付

関東 総合通信局長 殿

無線局免許手続規則第25条の19第1項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (101 - 0041) 東京都千代田区神田須田町2-6-5
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
法人番号	

2 電波法第27条の23第2項第1号への該当の有無
有 無

3 登録又は再登録に関する事項

① 無線設備の規格	
② 無線設備を設置しようとする区域又は移動範囲	
③ 周波数及び空中線電力	
④ 登録の番号	関括K第〇〇〇〇号
⑤ 登録の年月日	令和〇年〇月〇日
⑥ 希望する登録の有効期間	
⑦ 登録の有効期間中において同時に開設されていることとなる無線局の見込数	2台
⑧ 備考	

無線局登録状に記載された登録番号、登録日をそれぞれ記載

有効期間内において開設する見込数を記入

4 電波利用料納入告知書送付先 (法人の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住所	都道府県-市区町村コード [] 〒 (-)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ サンサイアマチ 三才天地人
電話番号	03-0000-0000
メールアドレス	

申請内容に関する問い合わせ先を記入

納入告知書の送付先を「申請者住所以外」に希望する場合は送付先を記入

が使えなくなってしまうので注意したいところです。
下に、個別登録と包括登録のそれぞれについての再登録申請書の書き方を紹介しましたが、い

れの場合も登録後に届く無線局登録状に書かれた登録番号が必要になります。そこで、無線局登録状はなくさないようにしっかり管理することが大切です。